

令和 5 年度 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）について

1. 児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学校児童（1年生～6年生）に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童を育成する事業です。

項目	A 葵区・駿河区・由比・蒲原東	B 清水区（由比・蒲原東除く）
クラブ数	60 か所（138 室）	23 か所（67 室）
R4.5 児童数	3,620 人	1,805 人
開所日	月～土（週 6）	月～金（週 5）
開所時間	（学校ある日）12 時～18 時 （学校ない日）8 時～18 時 （延長時間）18 時～19 時	
運営者	（一括委託） 静岡市社会福祉協議会	（クラブごと委託）23 か所 各地区青少年育成推進委員会 NPO 法人 連合自治会

2. 令和 5 年度からの変更点

(1) 利用料の公金化と統一について ※公設クラブのみ

利用児童の保護者から利用料を徴収し、事業運営に必要な経費の一部に充てています。

令和 4 年度までは運営者が利用料を決定・徴収していましたが、利用料の性質上、公金として市が収入する必要があるという整理のもと、令和 5 年度から市が料金を決定し、徴収を行います。

現行	A 葵区・駿河区・由比・蒲原東				B 清水区（由比・蒲原東除く）			
開所日 （日数）	週 6 日（月 25 日）				週 5 日（月 20 日）			
区分	通常月 （8.3 月以外）	8 月	3 月	夏休のみスポット利用※	通常月 （8.3 月以外）	8 月	3 月	夏休のみスポット利用※
基本料	9,500	14,000	12,000	17,000	7,500	7,500～ 13,000	7,500～ 9,500	10,000～ 15,000
延長料	1,000			1,300	1,000			1,000～ 1,300

改正案（令和 5 年 3 月中旬に市議会の審議を経て最終決定します。）

基本料	9,500	14,000	12,000	17,400	7,500	12,000	10,000	14,600
延長料	日額 100 円 上限：月額 1,000 円（夏休のみスポット利用は期間 1,300 円）							

(2) 徴収方法

口座振替のほか、納付書払（コンビニエンスストア、電子アプリ対応）が可能となり、利用者の利便性も

向上します。

(2) 児童入退室管理システムの導入 ※公設クラブのみ

令和5年4月1日から、児童の入退室を管理するシステムの運用を開始し、利用する機能を順次拡大していきます。

民間児童クラブは、希望するクラブに補助金を交付し、導入を促しました。(令和4年度)

主な機能について

①児童の入退室情報を記録、保護者へ通知

児童がクラブ入退室時に IC カードを読取機にかざすと時刻が記録され、同時に保護者に入退室情報が通知されます。

これまでは、職員が手作業で児童の入退室時間を記録管理していましたが、これにより事務負担の軽減が図られ、保護者の安心感も向上します。



②クラブから保護者への連絡

保護者への一括連絡や、一部の方を選択して連絡することが可能です。

これまでは急な連絡も、1世帯ずつ電話連絡の対応をしていましたが、職員も保護者も利便性が向上します。

③保護者からクラブへの連絡

欠席などの連絡が可能です。これまでは F A X や電話対応でしたが、保護者は自分の携帯電話からいつでも連絡が可能となり、利便性が向上します。